

厚労省は 11 月 25 日、65 歳以上で就職した人を、雇用保険に加入させる制度改正案を労働政策審議会の部会に提出した。

就職した後に失業した場合に、一時金を支給して失業中の生活を支え、高齢者の再就職を後押しする狙いがある。

急激な負担増を避けるため、労使による保険料の支払いは一定期間、免除する。

現在、雇用保険に加入しているのは 65 歳未満で就職した人。労使が保険料を支払い、失業すると最大 360 日分の失業手当を 1 か月分ずつ受け取ることができる。65 歳以上になって再就職しても再加入できない。ただし、65 歳未満から同じ事業所に勤めている場合は、継続加入し、失業すると、失業前の賃金の最大 50 日分を「高齢者求職者給付金」として受け取ることができる。

今回の制度改正は、この給付金の支給対象を、65 歳以上で新たな仕事に就く人にも拡大する。失業前 1 年間のうち 6 か月以上、保険料を支払っていることが条件だ。

年内に同審議会で内容を取りまとめ、来年の通常国会で雇用保険など関連法の改正を目指す。

(2015/11/26 読売新聞から)